

石島会計メモ



2019年6月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島慎二郎

変わるふるさと納税

今までのふるさと納税

これまでも何度か取り上げているふるさと納税、市区町村等の地方公共団体に寄付すると、個人の税金が軽減される制度です。たとえば、夫の給与収入500万円のみ夫婦世帯が30,000円の寄付をすると、自己負担額2,000円を除く28,000円が税金免除となります（自己負担額2,000円となる寄付額は本人の所得水準や家族構成等により異なります）。そのうえ、地方自治体から返礼品が送られてくることが多いため、“自己負担額2,000円で返礼品が手に入る”という感覚で人気を博したものです。

地方自治体としては、豪華返礼品を用意すればたくさんの寄付が集まりますから、とにかく注目を集めお徳感の高い返礼品をずらりと並べます。寄付金額に対する返礼品の金額の割合（還元率）が40%や50%、ものによっては計算上100%を超えるケースが出るなど、「ふるさと」の名前はどこ吹く風、返礼品競争は激化しました。



ついにメスが入る

そんな中、総務省はあまりにも行き過ぎた返礼品競争に歯止めをかけるため、2019年6月1日からふるさと納税の仕組みを変えました。ふるさと納税の税金軽減の特例は、総務省が指定する地方公共団体に寄付した場合に限る、とする制限をかけたのです。

ほとんどの自治体は引き続きふるさと納税の対象になっていますが、次の4つの自治体については、ふるさと納税の対象から外されてしまいました。

大阪府泉佐野市	静岡県小山町
和歌山県高野町	佐賀県みやき町

※左記のほか、東京都は自ら辞退

これらの市町は、返礼品に加えギフト券のプレゼントまでし続けていたため、総務省の怒りを買ってしまったようです。なかでも、泉佐野市は『閉店セール』と銘打って高い還元率の返礼を実施し、大きな話題となりました。

もう寄付してしまったけれど…？！

「対象外とされた4つの自治体に寄付してしまったけれど、ふるさと納税の特例は受けられるの？」という不安があるかもしれません。この点、2019年5月31日までに決済が完了していればセーフです。返礼品が6月以降の到着であっても、寄付（決済）が完了していれば、さかのぼって税金の軽減が受けられなくなるということはありませんので一安心です。



要注意先も

そのほか、6月～9月の4か月間は指定されるものの、その後指定されるかどうかは再検討とされる自治体もあります。それが下表の自治体です。

北海道	森町 八雲町	静岡県	焼津市
宮城県	多賀城市 大崎市	大阪府	岸和田市 貝塚市 和泉市 熊取町 岬町
秋田県	横手市	和歌山県	湯浅町 北山村
山形県	酒田市 庄内町	岡山県	総社市
福島県	中島村	高知県	奈半利町
茨城県	稲敷市 つくばみらい市	福岡県	直方市 飯塚市 行橋市 中間市 志免町 赤村 福智町 上毛町
新潟県	三条市	佐賀県	唐津市 武雄市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 有田町
長野県	小谷村	宮崎県	都農町
岐阜県	美濃加茂市 可児市 富加町 七宗町	鹿児島県	鹿児島市 南さつま市

今回の6月からの見直しでは、①寄付額に対する返礼品金額を**3割以下**とすること、②返礼品を**地場産品**とすることが、ふるさと納税の指定をされるための条件となっています。上の表の自治体は、これらの条件を満たせるか、様子見すべき先として考えられているようです。少なくとも6月～9月は、上表の自治体に寄付してふるさと納税の特例を受けることができます。

今後のふるさと納税



6月1日見直し後のふるさと納税制度が始まってまだ間がありません。ふるさと納税サイトを見てみると、掲載する自治体、返礼品がかなり絞り込まれているように思います。

今後、地場産&返礼割合3割以下で指定を受けなければふるさと納税を継続できないという状況下、各自治体がどのように対応し寄付金を集めていくのか、注目です。

(文章 石島慎二郎)